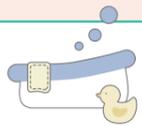


### 子育て短期支援事業



病気、出産、仕事、冠婚葬祭、育児上の心身のストレスなどで、一時的に家庭で子どもの養育ができないときに、①泊まり（ショートステイ）②日帰り（トワイライトステイ）で子どもをお預かりします。

対象／市内在住で、18歳未満の子ども

内容／児童養護施設や乳児院などで子どもの預かり

※②は、平日夜間と休日日中の利用ができます。

利用料／子どもの年齢や保護者の所得などにより決定



▲詳しくはこちら

### ママのおうち



妊婦やママ同士でお話をしたり、赤ちゃんとゆったり過ごしたりしましょう。  
ところ／菜桜助産所（宮島）、青葉台まちづくりセンター、伝法まちづくりセンター

対象／市内在住の妊婦、または産後1年以内の産婦とその子ども

※兄弟姉妹と一緒に利用することもできます。

内容／助産師や看護師、母親同士の交流、赤ちゃんの身長・体重測定 など



▲詳しくはこちら



### はぐくむFUJI 出産・子育て応援事業



妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるように、相談支援を充実させ、あわせて出産・子育てに係る経済的支援を行います。

対象／①相談支援：市内在住の妊婦・産婦

②出産応援金：市内在住で、妊娠届出時の面接を受けた妊婦

③子育て応援金：出産後、赤ちゃん訪問を受けた産婦（養育者）

※②③の給付金については、ほかの行政機関等から受領していない人に限ります。

支給額／②妊婦1人につき5万円

③子ども1人につき5万円

※申請書は、②は妊娠届出時、③は出生届出時にそれぞれ配付します。



▲詳しくはこちら

### 産後ケア事業



市内及び富士宮市の産婦人科医院や助産所にて、赤ちゃん和妈妈で、宿泊、日帰り及び訪問を利用し、次のケアを受けることができます。

対象／市内在住で、産後1年以内の人

内容／

- 母親の心と体のケア、生活・栄養面の話
- 授乳の仕方（乳房ケアを含む）や育児の仕方についての具体的な指導や相談



▲詳しくはこちら



### 利用した人の声

実家が遠方なので、助産師さんをお母さんのように慕っています。育児の相談をしたり、自分の体を休めたりと、リフレッシュできています。



### 子ども何でも相談



問合せ／家庭児童相談室  
☎55-2764

子育てに関する保護者からの相談、子ども自身の悩み、子どもの権利侵害などについて、家庭相談員やケースワーカーと一緒に考えます。

とき／月～金曜日の8:30～17:15（祝休日は除く）



▲詳しくはこちら

## 子育て総合相談センターがリニューアルしました！ 富士市 こども家庭センター

妊娠期から子育て期まで、切れ目ない支援を行い、子育てを応援します。産前・産後の体のこと、育児のこと、何でもお気軽にご相談ください。今回は、市で行っている妊婦・子育てに関する支援を紹介します。



問合せ こども家庭課 子育て相談担当 ☎55-2896 児童家庭担当 ☎55-2763  
☎51-0247 E kodomokatei@div.city.fuji.shizuoka.jp

### はぐくむFUJI 家事育児サポート事業



家事育児サポーター（はぐくむFUJIサポーター）が、ママをサポートをします。

対象／市内在住で、以下のいずれかに該当する人

- 妊娠中の人（母子健康手帳交付後から）
  - 1歳の誕生日の前日までの乳児と同居している養育者
  - 3歳のお誕生日の前日までの多胎児を養育する養育者
- 内容／以下のような家事育児のサポート
- 調理、簡単な掃除
  - 乳児健診や予防接種の付き添い
  - 赤ちゃんの沐浴 など



▲詳しくはこちら

### 大変な時期のサポートをします！



▲家事育児サポートの様子 ▲調理の一例

### 妊婦歯科健康診査



妊婦の口のトラブルは、早産や低体重児出産のリスクを高め、子どもに悪影響を及ぼすことがあります。歯科健診を受け、口の中の環境を整えましょう。

対象／令和6年4月1日以降に母子健康手帳を交付された人のうち、妊娠16～27週の妊婦

受診費用／無料  
※健診以外の費用は、自己負担となります。

内容／問診・歯周組織の検査・歯科保健指導



▲詳しくはこちら

